

令和8年度 岡谷市国民健康保険事業特別会計予算(案)の概要

国民健康保険事業の財政運営については、平成30年度の国保財政の都道府県化の施行により、市町村は、県が市町村ごと算定した事業費納付金を納め、県は、保険給付費の支払いに責任を持ち、必要額を交付する仕組みとなっている。

予算編成においては、県から示された事業費納付金や標準税率を基に保険税率の設定や事業予算の査定を行っている。

国保税の税率は、令和4年度から「長野県国民健康保険運営方針」に沿って、資産割の廃止（令和6年度廃止済み）、応益割水準の平準化に向けた税率改定を進めてきており、被保険者の負担等を考慮し、隔年での改定を基本としている。令和8年度は標準保険税率に基づいた改定としつつも、令和15年度（未定）を目途とする保険税の県統一に向けた段階的な改定を行うこととし、その影響に伴う被保険者の負担軽減を図るため、基金繰入と繰越金の一部を歳入に計上して予算編成を行った。

令和8年度から、医療保険者には子ども・子育て支援金の納付義務が課され、国民健康保険においては、他の国保税目と同様に、事業費納付金額を基に標準保険税率が示される。本市においても標準保険税率を基に、全体のバランスを考慮して税率設定を行った。

被保険者数が県の推計においても減少する見込みであるが、保険給付費は、1人当たり医療費の増加傾向を考慮し、令和7年度の給付実績見込みに調整分として上乘せし計上した。

被保険者の健康維持・増進、医療費の適正化を目的とする保健事業は、「第3期岡谷市保健事業実施計画(データヘルズ計画)等」に基づき、特定健診の受診率向上と生活習慣病重症化予防に引き続き取り組む必要があることから、保健事業支援業務の委託等に必要な経費を計上したほか、特定健診の受診率向上のため、ハガキでの勧奨に加え、ショートメッセージでの勧奨の実施や特定健診の専用ホームページの作成、運営経費を計上し、未受診者対策として幅広い世代でデジタルを活用した受診しやすい環境を整備する。全4回の休日健診の実施と合わせて、40歳以下の若年層の基本健診と健診受診者全員を対象に歯科健診を行う費用を計上した。